

議案第 62 号

専決処分の承認を求めることについて
(阿見町都市計画税条例の一部改正について)

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 27 日 提出

阿見町長 千 葉 繁



専決処分第 3 号

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

阿見町長 千 葉



記

阿見町都市計画税条例の一部改正について

阿見町都市計画税条例の一部を改正する条例

阿見町都市計画税条例(昭和56年阿見町条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第14項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の町都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

阿見町都市計画税条例新旧対照表

現行	改正後	備考
附 則 1・2 (略) (法附則第15条第37項の条例で定める割合) 3 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 4 (略) 5～13 (略) 14 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項 <u>若しくは第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 15 (略)	附 則 1・2 (略) (法附則第15条第36項の条例で定める割合) 3 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 4 (略) 5～13 (略) 14 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項 <u>若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 15 (略)	

専決処分説明資料

条例改正の概要

令和7年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日国会において可決成立したことを受け、当該改正を町都市計画税条例に反映させる必要が生じたため、専決処分により改正したものである。

改正点

附則第3項… 地方税法改正の項ずれに伴う規定の整理。

附則第14項関係… 地方税法改正の項ずれに伴う規定の整理。